

【個別事業】 2 安全な生活環境の確保

事業名等	現況(平成17年度末見込)	区分	22年度目標・考え方	18~22年度の整備(事業)量
(1)食品衛生に関する情報提供と意見交換	<p>・平成15年度より次年度の監視指導計画を作成公表し、パブリックコメントを求めています。平成16年度にはそれらに加え、意見交換会を実施しました。</p> <p>・区報・ホームページ:随時</p> <p>・「ねりま食品衛生だより」年4回</p> <p>・「練馬まつり」他行事出展:年4回</p> <p>・食品衛生週間パネル展示年1回</p> <p>・出前講習:随時</p>	<p>継続</p> <p>充実</p> <p>継続</p>	<p>①食品衛生監視指導計画の策定とリスクコミュニケーション 平成15年の食品衛生法改正に伴い、新规定に対応しました。食品衛生行政に区民の意見を反映し、食の安全を確保することに加え、食の安心を確保します。</p> <p>②区民への食品衛生についての普及啓発、情報提供の実施 平成15年の食品安全基本法の施行および食品衛生法改正に伴い、食品衛生行政にリスク分析手法が取り入れられ、リスクコミュニケーションを行うことが重要課題となりました。行政側が伝えたい情報の提供にとどまらず、区民が知りたい情報の提供に努めます。</p> <p>③食の安全・安心シンポジウムの実施 区民が不安を持つ食品衛生に関するテーマを設定し、専門家による基調講演による情報提供を行うと同時に、パネルディスカッションを通して、様々な立場の方からの意見交換を行い、区民の食の安心の確保を図ります。</p>	<p>次年度の監視指導計画の作成公表とパブリックコメント(年1回)</p> <p>意見交換会(年1回)実施結果の公表(年1回)</p> <p>区報・ホームページ:随時</p> <p>「ねりま食品衛生だより」年4回</p> <p>「練馬まつり」他行事出展:年4回</p> <p>食品衛生パネル展示:年1回</p> <p>出前講習:随時</p> <p>「食の安全・安心シンポジウム」:年1回</p>
生活衛生課				
(2)環境衛生指導事務(生活衛生に関する事務)	<p>・建築物の衛生的環境の確保、住居衛生、飲料水の安全確保等の指導、相談、測定を行っています。</p>	<p>充実</p>	<p>①建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく指導・相談事務の充実等 室内の快適環境の確保を図るため、検査機器を整備し、データに基づいた指導を行います。講習会等で正確な情報提供を図ります。受水槽使用施設、飲用井戸の実態把握を進めます。</p>	<p>検査機器を整備します。住居衛生に関して保健サービス部門と連携していきます。受水槽台帳・井戸台帳を整備します。飲料水の安全についての情報提供を広報等で定期化します。</p>
生活衛生課				

事業名等	現況(平成17年度末見込)	区分	22年度目標・考え方	18~22年度の整備(事業)量
<p>(3)そ族昆虫等駆除対策事業</p> <p>生活衛生課</p>	<p>・ネズミに関する防除方法の相談・指導(1,500件)</p> <p>・駆除グッズの配付(粘着版見本1枚、殺鼠剤3袋(夏期中止))</p> <p>・町会自治会希望団体あてに薬剤配付113団体44,502袋</p> <p>・講習会年3回</p> <p>・樹木害虫、特に人体に多大な影響を及ぼす毛虫(チャドクガ等)の駆除苦情件数112件総本数1500本</p> <p>・蚊などの発生を防ぐため、防除方法や指導を行います。公道上の雨水マスが発生源の場合はマスに薬剤の投入を行っています。</p>	<p>充実</p> <p>充実</p> <p>充実</p>	<p>①そ族昆虫対策 練馬区のネズミ対応基本指針を作成します。 高齢者への対応を図るため、組織作りを行います。 職員のネズミ駆除の実践研修制度の確立します。</p> <p>②樹木害虫対策事業 練馬区が対応する樹木害虫対応指針を作成します。発生してから行う薬剤散布による樹木害虫等の駆除方法ではなく、樹木の日常管理により、害虫の早期発見・撤去ができるように情報提供を行います。</p> <p>③害虫等の対策事業 害虫のうち屋外の衛生害虫について区は対応します。害虫の発生原因の除去のために、日頃からの管理方法について情報提供を行います。</p>	<p>ネズミについては、実態が不明な点も多いため、関係機関から情報を収集しつつ、適時適切な情報発信を行っていきます。関係部署との連携を図り、高齢者に対するの対応方法を検討します。ホームヘルパーへの講習会の実施などを検討します。職員の相談力の向上を図ります。東京都・他区との連携を図ります。区民向けのネズミ対策の普及啓発を行います。</p> <p>樹木害虫については、区報・ホームページを充実して適正な管理ができるように情報提供を行います。</p> <p>害虫に関しては、区報・ホームページを充実して適正な対応ができるように情報発信を行っていきます。公共区域に関しては発生源の元となりそうな場所の調査も併せて行います。</p>
<p>(4)動物愛護普及事務</p> <p>生活衛生課</p>	<p>飼い主に対し、区報に適正な飼養を求める記事を掲載しています。また、被害を受けている区民に啓発プレート等を配布し、飼い主の自覚を促しています。</p>	<p>充実</p>	<p>狂犬病予防定期集合注射実施時にペット相談を行うなどの現行の事業に加えて、区報・ホームページを利用したPRを行い、飼い主に対する啓発をより充実させます。</p>	<p>愛犬手帳の交付、区報・ホームページによる広報、ペット相談の実施を踏まえ、より実りのある内容に充実します。</p>

事業名等	現況(平成17年度末見込)	区分	22年度目標・考え方	18~22年度の整備(事業)量
(5)薬物乱用防止活動費の助成事務  生活衛生課	東京都薬物乱用防止推進練馬区地区協議会の事務局を保健所におき、青少年およびその保護者に対し、啓発を実施していきます。協力団体10団体協力推進者104名	充実	関連部署との連携を深め、多様な普及・啓発を行い、区民の関心を高めます。	練馬区地区協議会の事務局として、協議会がよりスムーズに活動できるように関係部署との連携を深めていきます。 活動実績数100回 活動参加者500名
(6)有害物質を含有する家庭用品検査の実施  生活衛生課	区民が日常使っている規制対象家庭用品を区で購入し検査しています。検査実施数95	充実	有害物質を含有する家庭用品による区民の健康被害の未然防止、拡大防止を図るため、平成12年4月、区に移管された検査事務です。当面の目標である「検査予定数100」に向けて検査項目の拡充を図ります。	(22年度見込数) 検査実施数100